

令和7年度(2025年)
農家のしおり
(経営所得安定対策等の概要)

高松市地域農業再生協議会

農地をお持ちの方へ

令和7年度(産)水田活用等営農計画書について

今後、地域の水田の有効活用と作物の生産振興を推進するためには、水稻や麦・野菜などの地域振興作物等の作付計画を把握することが必要です。

このため、水田活用等営農計画書(以下「営農計画書」)の提出をお願いします。
(記載例は9・10ページ)

【営農計画書の提出のお願い】

- 1 経営所得安定対策等の交付金の申請を行う方は、必ず営農計画書を御提出してください。
- 2 水稻作付けを予定している方は、営農計画書を御提出してください。
- 3 ①②以外の方については、農地の利用状況の把握のため、営農計画書の提出に御協力をお願いします。

なお、農地の利用が家庭菜園のみであるなど、今後、営農計画書の作成並びに提出を希望されない場合は、「営農計画書の配布を希望しない届出書」を提出いただくことで、次年度以降、営農計画書は発行されません。(様式はJAふれあいセンターか、高松市ホームページにあります)

この場合、再度、営農計画書の発行が必要となったときは、御連絡をいただけましたら、翌年度から営農計画書を再度発行いたします。

国における水田政策の見直しについて

農林水産省は、「令和9年度から水田政策を、抜本的に見直す検討を開始」したことを公表しました。

なお、現時点で公表されている事項は右のページのとおりです。(令和7年3月時点)

《参考》国における水田政策の見直しについて

【農林水産省主催の全国会議資料】

水田政策の見直しの方向性について（概要）

令和9年度から水田政策を以下の着眼点で根本的に見直す検討を開始。

- 1 水田を対象として支援する水活を、以下のとおり、作物ごとの生産性向上等への支援へと転換。
このため、令和9年度以降、「5年水張りの要件」は求めない。
〔※現行水活の令和7年・8年の対応として、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくても交付対象とする。〕
- 2 米については、国内外の需要拡大策、大区画化、スマート技術の活用、品種改良等の生産性向上策等を強力に推進。
輸出を含めた米需要拡大を目指し、新市場開拓用米、米粉用米等を支援。
- 3 国産飼料の生産性向上を図るため、飼料用米中心の生産体系を見直し、青刈りとうもろこし等の生産振興を図る。
- 4 麦、大豆、飼料作物については、食料自給力向上の費用対効果を踏まえて、水田、畑に関わらず、生産性向上に取り組む者の支援へ見直すべく検討。
- 5 有機や減農薬・減肥料等について支援（主食用米も対象）。
- 6 農業者が急減する中で、地域計画の実現に向け、担い手が生産性の向上を伴いながらより多くの離農農地の引き受けを進めていけるよう、農地の集約化等への支援制度について、既存制度を見直し、強化。
- 7 産地交付金について、現場の実態を調査・検証した上で、水田・畑に関わらず、中山間地域等の条件不利地域も含め、地域の事情に応じた産地形成が促進される仕組みとする見直しを検討。
- 8 中山間地域等直接支払について、条件不利の実態に配慮し、支援を拡大。
多面的機能支払について、活動組織の体制を強化。
- 9 予算は、現行の水活の見直しや見直しに伴う既存施策の再編により得られた財源を活用。
このように、構造転換に必要な予算をしっかりと確保していく。

I 水田活用の直接支払交付金

水田で麦、大豆、飼料作物、米粉用米等の作物を生産・販売する農業者に対して交付金を直接交付することにより、水田のフル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図ります。

1 交付対象者

販売目的で対象作物を生産(耕作)する販売農家・集落営農

2 戦略作物助成

| | 対象作物 | 単価(10a当たり) | 確認基準月 | 確認方法 |
|------|------------------------|------------|--------|----------------|
| 戦略作物 | 麦 | 35,000円 | 5月 | 共済引受データ等により確認 |
| | 大豆(黒大豆を含む) | 35,000円 | 9月・10月 | |
| | 飼料作物(多年生の収穫のみは1万円/10a) | 35,000円 | 8月・12月 | |
| | WCS用稲 | 80,000円 | 8月 | 確認できない場合は、現地確認 |
| | 飼料用米(一般品種) | 70,000円 | 8月 | |
| | 飼料用米(多収品種)・米粉用米 | 80,000円 | 8月 | |
| | 加工用米 | 20,000円 | 8月 | |

II 産地交付金(香川県における各種加算・助成)

※産地交付金は、国との協議により、交付単価が変更になる場合があります。

1 麦担い手集積助成

担い手の麦類の作付面積に応じて助成

【対象者】

販売目的で麦類を生産する集落営農・認定農業者・認定新規就農者

【対象面積】

令和7年産の麦類(二毛作を含む)の水田における作付面積

【単価】 基幹作 **3,000円/10a(予定)** 二毛作 **15,000円/10a**

以下の技術メニューのうちの3つ以上の取組を行い、作業日誌等の提出が必要

- ①播種前・播種直後等の排水対策
- ②土壌改良資材(土づくり肥料)の施用
- ③適期播種
- ④耕うん同時畦立て播種
- ⑤踏圧(麦踏み)
- ⑥土入れ
- ⑦中期除草剤の散布
- ⑧基肥・追肥体系の施肥(一発肥料は不可)
- ⑨小麦のタンパク質含有率向上のための後期追肥の施用(一発肥料は不可)
- ⑩赤かび病防除

2 採種麦生産助成

種子用麦類の作付面積に応じて加算

【対象者】

香川県主要農産物種子協会に出荷する目的で麦種子の生産に取り組む採種農業者(非担い手も含む)

【対象面積】

令和7年産の種子用麦の水田における作付面積

【単価】 基幹作 **5,000円/10a** 二毛作 **15,000円/10a**

3 新規需要米生産助成

担い手の新規需要米(飼料用米、米粉用米、WCS用稲)の作付面積に応じて助成

【対象者】

販売目的で新規需要米を生産する集落営農・認定農業者・認定新規就農者
また、新規需要米の取組計画を提出すること

【対象面積】

新規需要米の作付面積

【単価】 **11,000円/10a(予定)**

※新規需要米取組計画書について、中国四国農政局長への提出が必要。

4 加工用米生産助成

加工用米の生産に対して、生産性向上の取組を行った場合にその作付面積に応じて助成

【対象者】

販売目的で加工用米を生産する販売農家・集落営農
また、加工用米の取組計画を提出していること
(※次のうちのどれかの生産性向上の取組を行い、担い手(集落営農・認定農業者・認定新規就農者)以外は作業日誌又は伝票等の提出が必要)
ア. 担い手の作付 イ. 生育診断に基づく追肥施用等の高度施肥管理
ウ. 共同乾燥調製施設の利用 エ. 共同育苗施設の利用
オ. 土づくり対策

【対象面積】

加工用米の作付面積(二毛作を含む)

【単価】 **15,000円/10a**

※加工用米取組計画書について、中国四国農政局長への提出が必要。

5 大豆担い手集積助成

担い手の大豆作付面積に応じて助成

【対象者】

販売目的で大豆を生産する集落営農・認定農業者・認定新規就農者

【対象面積】

白・黒大豆(二毛作を含む)の水田における作付面積

【単価】 **9,000円/10a**

6 そば、なたねの助成

【助成対象者】

販売目的でそば、なたねを生産する販売農家・集落営農

【単価】 基幹作のみ**20,000円/10a**

7 みどりの食料システム戦略推進助成（担い手以外も含む）

【助成対象者】

堆肥を散布する畜産農家と利用供給協定を締結した飼料作物等の生産者

【対象面積】 耕畜連携（資源循環）の取組面積（二毛作を含む）

【単価】 12,000円/10a（予定）

※利用供給協定書、給飼計画（日誌）、作業日誌等の提出が必要です。

8 輸出用米に対する助成

【新市場開拓用米】

輸出用米の生産に対して助成

【対象者】 販売目的で輸出用米を生産する販売農家・集落営農

【対象面積】 輸出用米の作付面積

【単価】 基幹作のみ45,000円/10a

【取組要件】 新規需要米などと同様に事前の取組計画や販売先との契約などが必要で、一定要件を満たす必要があります。

※新規需要米取組計画書について、中国四国農政局長の認定が必要。

9 地力増進作物の助成

【助成対象者】

地力回復や連作障害回避を目的として、地力増進作物を作付する販売農家・集落営農

【対象面積】 令和5年度からの「水稻作付減少面積」と、「地力増進作物増加面積」のどちらか少ない方の面積

【単価】 基幹作のみ20,000円/10a

※対象面積の算定・確認のため、令和5年度以前に農業共済、または収入保険に加入している方のみ対象

重要 加工用米・新規需要米の適正流通

加工用米及び飼料用米等の新規需要米は、定められた用途以外への使用、又は定められた用途以外に使用する目的での出荷・販売はできません。

こんな行為は違法です！

- 加工用米及び新規需要米として生産した米を主食用米として販売
- 主食用米から発生した「ふるい下米」を寄せ集めて飼料用米として出荷
- 他者から購入した米や、主食用米として生産した米を飼料用米に水増しして出荷
- 「区分管理」で取り組んだほ場から生産された「ふるい下米」を他の用途に販売

Ⅲ 産地交付金（高松市における各種加算）

| 対 象 作 物 | 確認基準月 | 交付要件 | 単価(予定)10a当たり |
|---------------------|--------|--|--------------|
| ブロッコリー・ナバナ(基幹作、二毛作) | 5月・12月 | 4月・5月の収穫前には、 現地確認を行うので ご連絡を下さい。 ハウス栽培については 交付対象となりません。 | 7,000円 |
| ニンニク(基幹作、二毛作) | 5月 | | |
| スイートコーン(基幹作) | 6月・7月 | | |
| 黒大豆(基幹作、二毛作) | 9月・10月 | 下記の要件を満たすことが 必要です。 | 10,000円 |

【交付対象となる要件】

- 水田を活用した作物に対して助成という趣旨に従い、畑地に作付した作物、ハウス栽培の作物については交付対象にはなりません。
- ブロッコリー、ナバナ、ニンニク、スイートコーンについては、営農計画書に**出荷時期**を記載してください（特に営農計画書提出前に出荷する場合は、JAまたは農林水産課までご連絡ください。現地確認が完了しないと、交付金の対象となりません）。
今年度の交付対象となるのは、**令和7年4月～令和8年3月の期間に出荷したものに限り**ます。
- 黒大豆の交付対象となる要件（①～⑦のうち、2つ以上に取り組むこと）
 - ①播種・移植・収穫の適期管理 播種は6月25日頃、移植は播種後10～12日
 - ②県オリジナル品種「香川黒1号」への種子更新（直近3年間で行われていること）
 - ③中耕培土の2回以上の実施
 - ④適切な灌排水の実施
 - ⑤病害虫発生予察に基づく効率的防除の実施
 - ⑥選別機を利用
 - ⑦担い手(認定農業者、認定新規就農者、集落営農)の作付け

【留意事項】

- ◆ 交付対象は、**出荷・販売**を目的とする作物で、出荷・販売伝票の写しなどの提出が必要です。
- ◆ 交付対象面積は、対象作物ごとに**a単位(1a未満は切り捨て)**です。
- ◆ 産地交付金の交付単価は、作物別作付実績により、調整される場合があります。
- ◆ 麦・大豆・飼料作物・新規需要米（飼料用米、米粉用米、WCS用稲）・そば・なたね・加工用米・新市場開拓用米を作付けする場合は、**需要者との出荷・販売契約等**が必要です。
- ◆ 畑地及び水田機能がない農地（畦畔がない農地、用水施設のない農地、土地改良区の水田に係る賦課金が支払われていない農地など）は、交付対象農地から除外されます。
- ◆ 交付対象者における認定農業者、認定新規就農者、集落営農の要件については、交付申請期限（令和7年6月30日）までに資格を有することが必要です。

※ 営農計画書の作付計画に変更があった際には、12月1日までにご連絡ください。

Ⅳ 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

麦、大豆、そば、なたねの生産販売を行う農業者に対して、「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」の差額分に相当する交付金を直接交付します。
支払いは数量払を基本とし、面積払を数量払の先払いとして交付します。

1 交付対象者

認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象

2 対象作物

麦、大豆(黒大豆は除く)、そば、なたね ※種子用は対象となりません。

3 支払方法

支払いについては、数量払を基本とし、当年産の作付面積に応じて交付する面積払は数量払の先払いとして交付します。

4 面積払

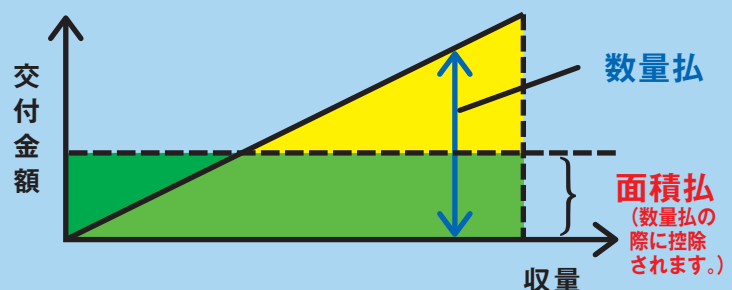
(1) 交付対象面積

麦、大豆、そば、なたねの生産面積
当年産の作付面積に基づき、数量払の先払いとして交付します。

(2) 交付単価

20,000円/10a
(そばについては13,000円/10a)

数量払と面積払の関係



5 消費税負担分に対応した交付単価の設定(免税事業者の確認)

- 畑作物の直接支払交付金の現行交付単価の算定上、消費税負担分が含まれており、課税事業者が消費税の還付を受けた場合には、交付金に含まれる消費税負担分と重複することになります。
- 令和5年産から、消費税の課税事業者向け単価と免税事業者向け単価に分かれたことから、免税事業者向けの単価を申請する方は、収入・売上が1千万円以下であることを確認するために、2年前(2期前)の確定申告書等の提出が必要となります。

※上記資料を提出することができない場合には、課税事業者の単価を適用

《注意》

- 面積払の交付金を受けた農業者は、数量払の交付対象数量を、面積払の交付対象面積で除した単収が、市町村等別の基準単収の2分の1に満たない場合、低い単収となった理由書とその証拠書類の提出が必要となります。
- 自然災害等の合理的な理由がない場合は、交付済みの面積払の交付金を返還していただきます。

6 品質に応じた数量払の交付単価

ゲタ対策の対象農産物については、地域間・農業者間の品質格差があるため、平均交付単価を基準として、品質に応じた品質区分別単価を設定しています。

小麦

(円/60kg)

| 品質区分 (等級/ランク) | | 1等又は1等相当 | | | | 2等又は2等相当 | | | |
|------------------|---------|----------|--------|--------|--------|----------|--------|--------|--------|
| | | A | B | C | D | A | B | C | D |
| パン・中華麺用 品種 | 課税事業者向け | 7,860円 | 7,360円 | 7,210円 | 7,150円 | 6,700円 | 6,200円 | 6,050円 | 5,990円 |
| | 免税事業者向け | 8,270円 | 7,770円 | 7,620円 | 7,560円 | 7,110円 | 6,610円 | 6,460円 | 6,400円 |
| パン・中華麺用 品種以外 | 課税事業者向け | 5,560円 | 5,060円 | 4,910円 | 4,850円 | 4,400円 | 3,900円 | 3,750円 | 3,690円 |
| | 免税事業者向け | 5,970円 | 5,470円 | 5,320円 | 5,260円 | 4,810円 | 4,310円 | 4,160円 | 4,100円 |

- ・等級は被害粒の割合や粒揃いの違いで区分
- ・A～Dランクはたんばく質の含有率等の違いで区分
- ・パン・中華麺用品種はそれ以外の品種よりも生産費が高いため、2,300円/60kg高い単価を設定

大麦・はだか麦

(円/単位数量)

| 品質区分 (等級/ランク) | | 1等又は1等相当 | | | | 2等又は2等相当 | | | |
|-------------------|---------|----------|--------|--------|--------|----------|--------|--------|--------|
| | | A | B | C | D | A | B | C | D |
| 二条大麦 (50kg当たり) | 課税事業者向け | 5,870円 | 5,450円 | 5,330円 | 5,280円 | 5,010円 | 4,590円 | 4,460円 | 4,410円 |
| | 免税事業者向け | 6,220円 | 5,800円 | 5,680円 | 5,630円 | 5,360円 | 4,940円 | 4,810円 | 4,760円 |
| 六条大麦 (50kg当たり) | 課税事業者向け | 5,210円 | 4,790円 | 4,660円 | 4,610円 | 4,180円 | 3,760円 | 3,640円 | 3,590円 |
| | 免税事業者向け | 5,510円 | 5,090円 | 4,960円 | 4,910円 | 4,480円 | 4,060円 | 3,940円 | 3,890円 |
| はだか麦 (60kg当たり) | 課税事業者向け | 9,220円 | 8,720円 | 8,570円 | 8,480円 | 7,650円 | 7,150円 | 7,000円 | 6,920円 |
| | 免税事業者向け | 9,750円 | 9,250円 | 9,100円 | 9,010円 | 8,180円 | 7,680円 | 7,530円 | 7,450円 |

- ・等級は被害粒の割合や粒揃いの違いで区分
- ・A～Dランクは白度やたんばく質の含有率等の違いで区分

大豆(黒大豆は除く)

(円/60kg)

| 品質区分(等級) | | 1等又は1等相当 | 2等又は2等相当 | 3等又は3等相当 |
|----------|---------|------------------|----------|----------|
| 普通大豆 | 課税事業者向け | 10,360円 | 9,670円 | 8,990円 |
| | 免税事業者向け | 10,770円 | 10,080円 | 9,400円 |
| 特定加工用大豆 | 課税事業者向け | 8,310円(合格又は合格相当) | | |
| | 免税事業者向け | 8,720円(合格又は合格相当) | | |

- ・等級は被害粒の割合や粒揃いの違いで区分
- ・特定加工用は、豆腐・油揚げ、しょうゆ、きなこ等製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用する大豆

そば

(円/45kg)

| 品質区分 (等級) | | 1等又は1等相当 | 2等又は2等相当 |
|--------------|---------|----------|----------|
| そば | 課税事業者向け | 17,180円 | 15,070円 |
| | 免税事業者向け | 18,010円 | 15,900円 |

- ・等級は容積重の違いや被害粒の割合で区分

なたね

(円/60kg)

| 品質区分 (品種) | | キザキノタネ キラリボシ ナナシキブ きらきら銀河 ペノカのしずく | その他の品種 |
|--------------|---------|---|--------|
| なたね | 課税事業者向け | 7,720円 | 6,980円 |
| | 免税事業者向け | 8,140円 | 7,400円 |

- ・エルシン酸を含まず油分含有率の高い品種とその他の品種で区分

営農計画書の記載例

- 1枚目: 地域協議会提出用 (青色用紙)
- 2枚目: 生産方針作成者控え用 (青色用紙)
- 3枚目: 農業共済控え用 (緑色用紙)
- 4枚目: 農政局提出用 (青色用紙)
- 5枚目: 農業者用 (茶色用紙)

令和7(2025)年度(産)水田活用等営農計画書(地域農業再生協議会提出用)

【提出にあたっての承諾事項・重要事項】

- ・地域農業再生協議会、JA、農業共済組合、中国四国農政局、(公財)香川県農地機構及び関係機関が、この記載内容・記入内容に含まれる個人情報について、経営所得安定対策、水田の利活用、農地の利用集積、水稲共済の事務、水稲の作付面積の確認及びJAによる農業経営支援に必要な範囲内で利用することに同意します。
- ・地域農業再生協議会、JA、農業共済組合、中国四国農政局及び関係機関が、水田台帳の整備に必要な範囲内で農業委員会から農地基本台帳の情報の提供を受けることに同意します。
- ・地域農業再生協議会、JA、農業共済組合、中国四国農政局及び関係機関が、対象作物の作付面積確認等のため、現地確認及び作付面積等を実測することに同意します。
- ・交付要件を満たしていない場合等は、地域農業再生協議会が営農計画書を訂正するとともに、交付金の交付後に要件を満たさなかったことが明らかになった場合には、交付金を返還することを承諾します。

個人情報取扱・
重要事項説明
承諾欄

(左記の内容を承諾しました)

(記入上の注意) 1.太線の枠内を記入してください。新たに農地を引き受ける場合は、農地を追加してください。
2.畑地には「畑」、助成対象水田には、「*」が記載されています。(助成対象水田は、過去の取組状況で判断しています。)

| 共済組合名 | | 香川県農業共済組合 | | 高松 | | 支所 | | 共済地区名 | | 9)-ドコソコ | | 共済組合員コード | | 12345678 | | |
|---------------------------|-------------------------|-----------|----------------|--------|------|---------------|------|-------------|-------------------|-------------|-----------|-----------|-----|----------|---|---|
| 生産調整方針作成者 | | 市町コード | | 地区コード | | 集落コード | | 農家番号 | | 農家氏名 | | 電話番号 | | | | |
| 香川県農業協同組合 | | 999 | | 099 | | 099 | | 99 | | タカマツ タロウ | | (831)0000 | | | | |
| 住所 タカマツシ パンチョウ ドコソコ 123-4 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 耕地番号 | 所在地 | (畦畔込み面積) | 農地面積 (畦畔除く) | 助成対象水田 | 作付面積 | | 収量等級 | 作物名等又は水稲品種名 | | 前年度実績 | | ※ | | | | |
| | | | | | 水稲 | 水稲以外 | | 品種コード | 水稲共済または収入保険加入者 | 水稲面積 | その他 | | | | | |
| a | m | a | m | a | m | a | m | 共通 | (共済) | 水張り実施 ※2 | 予定日 補付 | 耕畜連携 | a | m | a | m |
| 0001 | パンチョウ 1-1 | (1000) | 950 | * | 23 | 950 | | | コシヒカリ | 5/5 | 5/5 | | 950 | | | Y |
| 0002 | パンチョウ 2-1 | (700) | 665 | * | | | 665 | | ナバナ (R7.4出荷) | | | | 230 | | | 1 |
| 0003 | ウラサク パンチョウ 3-1 R28.3 | | 1140 | * | | | 1140 | | 小麦 | | | | | | | 1 |
| 0004 | パンチョウ 4-1 | (800) | 760 | * | | | 760 | | 野菜 | | | | | 480 | | 1 |
| 0005 | パンチョウ 5-1 | (630) | 600 | * | | (600) | | | ヒノヒカリ(飼) | | | | | 1150 | | 1 |
| 0006 | パンチョウ 6-1 | (900) | 855 | * | | 855 | 855 | | ヒノヒカリ (小麦) | | 6/5 | | 840 | | | Y |
| 0007 | パンチョウ 7-1 | (400) | 380 | * | | | | | 自己保全管理 | | | | | | | 1 |
| 0008 | パンチョウ 8-1 | (600) | 裏 570 | * | | | 570 | | 水張り (6/5~7/4) | 6/5 | | | | | | |
| 0009 | パンチョウ 9-1 | (500) | 460 | * | | 460 | 460 | | おいでまい (ブロッコリー) | | 6/5 | | | | | |
| 0010 | パンチョウ 10-1 | (1100) | 1050 | * | | | 1050 | | ソルガム | | | ○ | | | | |
| 合計 | | | 7430 5920 | | | (600) 2865 | 4930 | | | | | | | | | |

| 水稲の種類 | 出荷・販売予定数量 kg | 生産予定面積 a m |
|---------|-----------------|---------------|
| 新規需要米 | | |
| WCS用米 | | |
| 米粉用米 | | |
| 飼料用米 | 300 | 600 |
| 新市場開拓用米 | | |
| 加工用米 | | |
| 備蓄米 | | |
| 合計 | | |

| 対象作物 | 生産予定面積 a m | 対象作物 | 生産予定面積 a m |
|---------------------|---------------|------|---------------|
| 小麦 | | 大豆 | |
| はたか麦 | | そば | |
| 大麦 | | なたね | |
| 収穫後交付を希望する※3 する 品目欄 | | | |

- (記入上の注意)
- ※水田、畑、二毛作の区分に限らず、作付面積の合計を記載して下さい。
 - ※麦は、数量払いの対象とならない種子麦を除いた面積とします。
 - ※大豆は、数量払いの対象とならない種子用大豆、黒大豆を除いた面積とします。
 - ※そば、なたねは、数量払いの対象とならない種子用を除いた面積とし、なたねについては、油種用以外のものを除いた面積とします。
 - ※3 湛水管理を開始する予定日を記入してください。協議会により、別に事前申請が必要な場合があります。「1か月以上の湛水管理が行われている」かつ「連作障害による収量低下が発生していない」の全てに該当する場合は水稲作付を行ったとみなされます。
 - ※ 「収穫後交付を希望する」の欄は、数量払いの交付申請後に面積払の交付を希望する場合のみ「す」に○を付けてください。なお、一部の品目のみ希望する場合は、右側の「品目欄」に収穫後交付を希望する対象作物名を記入してください。

- 氏名等の印字内容で訂正がある場合は、二重線で消して訂正をお願いします。
- 用紙の右上の「個人情報取扱・重要事項説明承諾欄」に(1枚目のみ)、○印を記入してください。押印は不要です。
- 営農計画書の提出枚数が多い場合は、営農計画書に「別紙のとおり」と記載した上で、エクセル等の別表での提出も可能です。
- 記載内容について確認することがありますので、電話番号を記入してください。
- 水張りを実施する場合は、実施予定日を記入してください。
- 非主食用米を作付けする場合は、下記のように記入してください。

| | | |
|------------------|-----------|---|
| (例) 加工用米の場合 | : オオセト | ⓐ |
| 飼料用米の場合 | : ヒノヒカリ | ⓑ |
| 米粉用米の場合 | : ヒノヒカリ | ⓒ |
| WCS用稲の場合 | : たちすずか | ⓓ |
| 飼料用米の 多収品種の場合 | : モグモグあおば | ⓔ |

非主食用米の作付面積は、「水稻作付面積」の欄に()書きで記入してください。

- 大豆、ブロッコリー、ニンニク、ナバナ、スイートコーンなど交付対象作物であっても、販売しないものは家庭菜園又は野菜と記入してください。
- 4月から翌年3月の間に出荷した作物が交付対象となります。ブロッコリー、ナバナ、ニンニク、スイートコーンについては、作物名と出荷予定時期を記入してください。
(特に営農計画書提出前に出荷する場合は、JA または農林水産課まで御連絡してください。)
- 二毛作は、主食用米又は麦以外の戦略作物を表作とし、裏作には小麦、二条大麦、ブロッコリー、ニンニク、ナバナなどを()書きで記入してください。

| | | | | | |
|----|------|--------|-------|--------|----------|
| | 【例1】 | 【例2】 | 【例3】 | 【例4】 | 【例5】 |
| 表作 | 大豆 | 飼料作物 | おいでまい | ヒノヒカリⓑ | コシヒカリ |
| 裏作 | (小麦) | (二条大麦) | (小麦) | (小麦) | (ブロッコリー) |

※麦を記載する場合は、令和6年秋まきの令和7年春収穫の麦について記載してください。

- 水張りを行い、湛水管理を行う場合は「水張り」と記入して、水張り時期も記入して下さい。水張りの現地確認を行う予定です。
- 農地を借りて作付した場合は、手書きで記入してください。交付金申請をする場合は、貸借の契約手続きが必要です。

現地確認に関する留意事項

現地確認は提出された営農計画書に基づいて行われます。作物により確認時期が異なりますが(おおよその確認時期は3ページ及び6ページの確認基準月を参考にしてください)、現地確認時に作付けが確認できない場合は交付対象外となることもありますのでご注意ください。

また、営農計画書の変更があった際には速やかに御連絡してください。

(変更申出期限 12月1日)

経営所得安定対策等交付金申請手続きのご案内

- ◇必要に応じて、添付書類を提出していただくことがあります。
- ◇今年の交付金申請書の提出期限は、令和7年6月30日までとなっています。

① 交付金申請書(様式第1号)

様式第1号A **経営所得安定対策等交付金交付申請書** 令和7年度

農林水産大臣 殿
「経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け)第33号農林水産事務次官依命通知」を了知した上で、経営所得安定対策等交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。
また、別紙「交付申請に関する誓約事項」について誓約します。

① 申請年月日 令和7年6月1日

② 氏名又は法人・組織名 **農林 太郎**

③ 生年月日 昭和40年1月2日

④ 経営形態 個人 集落営農 法人

⑤ 登録済の振込口座 変更なし 新規 変更あり

⑥ 交付申請内容 (本年産の交付金及び事業の各項目の申請「する」又は「しない」に○を付けてください)
※ゲタ・ナランを申請する方は、裏面(様式第1号B)にも記載欄があります。

| | | |
|----------|--------------------|---------------------|
| 交付金名 | 畑作物の直接支払交付金(ゲタ)の申請 | 収入減少影響緩和交付金(ナラン)の申請 |
| 本年産の申請 | ⑥ する | ⑦ する |
| 前年産の申請状況 | 無 | 無 |

※ゲタ対策の申請には、数量払と面積払の両方が含まれています。
※既に収入保険に加入している個人又は法人は、本年産のナランの申請はできません。

⑧ 事業名 水田活用直接支払交付金の申請

本年産の申請 ⑧ する 水田活用の直接支払交付金 コメ新市場開拓等促進事業 畑作物産地形成促進事業 畑地化促進事業

前年産の申請状況 無

⑨ 環境と調和のとれた農業生産の実施状況 (様式第1号の参考「環境と調和のとれた農業生産の審査状況に係る点検シート」をご確認の上、○に✓してください。)

過去1年間の農業経営全体の状況について、環境と調和のとれた農業生産が実行できている。

⑩ 個人情報の取扱い(様式第1号別添1「個人情報の取扱い」をご確認の上、○に✓してください。)

経営所得安定対策等交付金に係る個人情報の取扱いについて、同意する。

交付申請者管理コード
3709999999099909990999

■ 必要な記入事項及び注意点

令和6年度に経営所得安定対策に加入されていた方は、氏名、住所等を印字していますのでご確認ください。

新たに加入される方は、必要事項を全て記入してください。同時に交付金振込口座届出書または通帳コピーを提出してください。(用紙はJA支店まで。)

(表面) 様式第1号A「経営所得安定対策等交付金交付申請書」の記載方法

- ① 申請年月日**
・申請期間は、令和7年4月1日から6月30日までです。
- ② 交付申請者欄(氏名、住所等)**
・氏名、住所に変更のある場合は二重線で抹消の上、訂正してください(訂正印不要)。
- ③ 生年月日**
・生年月日を記入してください。
※法人・集落営農は、組織の代表者の生年月日です。
- ④ 経営形態、認定状況**
・申請時点での状況で記載願います。
- ⑤ 登録済の振込口座**
・「新規」「変更あり」にチェックをした場合は、必ず、経営所得安定対策等交付金振込口座届出書(様式第3号)又は通帳表紙裏ページ(口座名義(カタカナ表記のページ)及び口座番号記載)のコピーも提出してください。
- ⑥ 畑作物の直接支払交付金(ゲタ)の申請**
・認定農業者、集落営農、認定新規就農者であって、販売目的で麦・白大豆・そば・なたね(油糧用)を作付けする方が交付対象者です。
・ゲタ対策については、畑地で作付けされた作物も含まれます。
・ゲタ対策に申請される方は、裏面の様式第1号Bの⑪~⑱も記載願います。
- ⑦ 収入減少影響緩和交付金(ナラン)の申請**
・認定農業者、集落営農、認定新規就農者であって、販売目的で主食用米・麦・白大豆を作付けする方が交付対象者です。
※収入保険に加入している場合は、ナラン対策に加入できません。
・ナラン対策については、畑地で作付けされた作物も含まれます。
・ナラン対策に申請される方は、裏面の様式第1号Bの⑲~⑳も記載願います。
- ⑧ 水田活用の直接支払交付金の申請**
・戦略作物助成及び産地交付金の対象作物を販売目的で作付けする方が交付対象者です。
・戦略作物助成の対象作物は、「麦、大豆(白・黒)、飼料作物、加工用米、飼料用米、米粉用米、WCS用稲」です。
・産地交付金の対象作物は、「県・地域水田収益力強化ビジョン」に設定されていますので、詳細はお問い合わせください。
※コメ新市場開拓等促進事業、畑作物産地形成促進事業、畑地化促進事業の申請は、⑧ 水田活用の直接支払交付金の申請に含まれます。
・ただし、上記各事業は事前に地域農業再生協議会へ要望申請を行い、国からの承認が下りた方のみ申請が出来ます。
詳細はお問い合わせください。
- ⑨ 環境と調和のとれた農業生産の実施状況**
・別記様式第1号の参考「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート」をご確認いただき、チェックをしてください。
- ⑩ 「個人情報の取扱い」に記載された内容について**
・様式第1号別添1の内容を確認して同意する場合は、必ず「同意する」にチェックをしてください。

【別表】水田活用の直接支払交付金の対象作物(⑧関係)

〔水田で作付〕

麦(種子含む)、大豆(黒大豆含む)、飼料作物、米粉用米、飼料用米、WCS用稲、加工用米、そば、なたね、新市場開拓用米、地力増進作物

〔ハウス栽培は除く〕

ブロッコリー、ナバナ、ニンニク、スイートコーン

様式第1号B

(裏面)

令和7年産

「ゲタ対策」「ナラシ対策」を申請される方は記入してください。

⑤ ゲタ・ナラシ申請者各種確認事項(ゲタ・ナラシ申請者が記載)

農地の有効利用の実施状況 ※確認して 現在、耕作しておらず、引き続き耕作しない農地がない。
 営農開始・法人等設立からの期間 ※いずれかに 2年以上 2年未満

【個人交付金人が記載】 ※該当に 【集落営農交付金】 ※該当に

収入保険の加入状況 加入している 加入していない
 前年の税務申告の状況 白色申告 青色申告

◆作物の面積支払交付金(ゲタ)

⑥ ゲタの申請種別 ※複数に 本年産のゲタについて、申請作物を以下のとおり申し出します。なお、生産予定面積は様式第2号(営農計画書)に記載した該当作物の合計です。
 ※以下はゲタの対象となりますのでご注意ください。
 ・種子用・大・大豆・そば、葉用・飼料用(トール用葉用・葉大豆、食用植物油用以外の大豆)

| 対象作物 | 作付けの有無 | 面積 | 収穫後交付金の対象 |
|--------|--|---|---|
| 小麦 | 春まき | <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> ない | <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない |
| | 秋まき | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> ない | <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない |
| | 二条大麦 | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> ない | <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない |
| 大麦 | 六条大麦 | <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> ない | <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない |
| | はだか麦 | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> ない | <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない |
| 大豆 | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> ない | <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない | |
| そば | <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> ない | <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない | |
| なたね | <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> ない | <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない | |
| てん菜 | <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> ない | <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない | |
| でんぷん作物 | <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> ない | <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない | |

◆収入減少影響緩和交付金(ナラシ)

⑧ ナラシの積立コースの意向選択 ※いずれかに

| 対象農産物 | 地域区分 | 生産予定面積 |
|-------|------|-----------------------|
| 主食用米 | | 40,800 m ² |
| 小麦 | | 15,300 m ² |
| 二条大麦 | | 10,000 m ² |
| はだか麦 | | 12,300 m ² |
| 白大豆 | | 20,500 m ² |

⑨ ナラシ積立金の積立コースの意向選択 ※いずれかに

| コース | 意向 |
|-----|-------------------------------------|
| 10% | <input checked="" type="checkbox"/> |
| 20% | <input type="checkbox"/> |

⑩ ナラシ積立金の積立コースの意向選択 ※いずれかに

| 積立コース | 意向 |
|-------|-------------------------------------|
| 10% | <input checked="" type="checkbox"/> |
| 20% | <input type="checkbox"/> |

(裏面) 様式第1号B「ゲタ・ナラシ対策申請者」等の記載方法
 認定農業者・認定新規就農者・集落営農の方で、ゲタ対策やナラシ対策に申請される方(ゲタ・ナラシ対象者が記載)

① 農地の有効利用の実施状況

- ・農業委員会から農地法第36条第1項の規定による勧告に係る農地がないことが該当していればチェックしてください。
- ・勧告に係る農地とは、農業委員会が当該農地の所有者等に対し、農地中間管理権に関し農地中間管理機構と協議すべきことを勧告することです。

② 営農開始・法人等設立からの期間

- ・個人の方は営農開始から、法人の方は設立からの期間が2年以上かつ2年未満のいずれかに必ずチェックをしてください。

③ 収入保険の加入状況

- ・個人・法人の方は、申請時点での収入保険の加入状況の該当する方にチェックをしてください。

④ 前年の税務申告の状況

- ・個人・法人の方は、青色申告もしくは、白色申告の該当する方にチェックをしてください。

⑤ 収入保険に加入している構成員の有無

- ・集落営農の方で、構成員が収入保険に加入している場合は、「有」にチェックして該当構成員の人数を記載願います。

⑥ 前年の税務申告の状況(組織としての状況を記載)

- ・集落営農の各構成員が申告している場合は、「各構成員が申告」又は集落営農組織として、「青色申告」もしくは、「白色申告」にチェックをしてください。

⑦ ゲタの対象作物

- ・ゲタの対象作物の「作付けの有無」で、「あり」の場合はチェックをしてください。その段階で「面積払」の交付申請を行ったものとみなされます。
- ・「面積払」を辞退する場合は、「面積払の申請」の「しない」にチェックをしてください。また、面積払の交付を数量払の交付申請後に希望する場合は、「収穫後交付の希望」の「する」にチェックをしてください。

⑧ ゲタ対策数量払の単価選択

- ・本年6月末時点の状況を基に、「免税事業者向け単価」、「課税事業者向け単価」のいずれかにチェックしてください。
- ・免税事業者向け単価を申請する方は、2年前(2期前)【令和5年分】の確定申告書等を提出してください。

⑨ ナラシの積立て申出

- ・対象農産物ごとに令和7年産の生産予定面積を記載願います。麦については、令和7年5～6月収穫予定のものが該当します。
- ・収入保険に加入している構成員のいる集落営農組合については、当該構成員の面積を除いた生産予定面積を記載願います。

⑩ ナラシ積立金の積立コースの意向選択

- ・10%、20%のいずれかにチェックをしてください。積立する際にコースを変更することができます。(10%と20%コースは、収入が減少した場合の補償範囲が異なります。10%コースの場合は、収入が15%下落しても、10%までの補償となります。)

⑪ ゲタ対策数量払の単価選択 ※いずれかに

【参考】令和6年産の抛出現額

【10%コースの場合】 米：2,464円/10a 小麦：568円/10a 二条大麦：310円/10a
 はだか麦：283円/10a 白大豆：320円/10a

【20%コースの場合】 米：4,928円/10a 小麦：1,137円/10a 二条大麦：612円/10a
 はだか麦：566円/10a 白大豆：641円/10a

添付書類のお願い(交付金を申請する方)

◆農作業受委託契約書の提出について

農地機構を介した貸借を行わないで農地の貸借をお考えの方は、貸し借りしている農地の作業受委託契約書を営農計画書と一緒にJA各支店まで提出してください。
 なお、農作業受委託契約期間は原則一年以内です。

◆産地交付金の交付対象作物を作付け、販売する方

産地交付金の交付対象作物を作付け、販売される方は出荷・販売後に対象作物に係る販売伝票の写しをJA各支店まで提出してください。(JAに出荷した場合は、販売伝票等の写しの提出は必要ありません。)

◆戦略作物を作付け、販売する方

戦略作物(麦・大豆・新規需要米・飼料作物等)を作付けされる方は、播種前契約書等の提出が必要です。また、出荷後には販売伝票等の写しの提出も必要になります。(飼料作物の場合は、自家利用計画書と給餌月報又は利用供給協定書、種子の購入伝票等の写し) なお、JAに出荷した場合には、その限りではありません。
 ※必要な添付書類の提出がない場合は、交付金を受け取ることができません。

交付金に関するスケジュール(予定)

| | | 令和7年(2025年) | | | | | | 令和8年(2026年) | | | | | | | | |
|----------------------------|------------------------------|--------------|----|----|----|----|----|-------------|-----|-----|----|----|----|----|----|----|
| | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 |
| 申請 手続 交付 金の 状況 | 営農計画書等の申請 | → | | | | | | | | | | | | | | |
| | ・交付金交付申請書の申請 ・ナラシ対策の積立て申出 | → | | | | | | | | | | | | | | |
| | 対象作物の作付け確認、数量払の数量確認 | → | | | | | | | | | | | | | | |
| | ゲタ対策の面積払の交付 | → | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ゲタ対策の数量払の交付 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 水田活用交付金の交付 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 交付申請 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ナラシ対策の交付金の交付 | | | | | | | | | | | | | | |

認定農業者制度の概要

◆更なる経営改善、
経営発展をめざす方

1 認定農業者制度とは

この制度は、農業経営基盤強化促進法に基づく高松市農業経営基盤強化促進基本構想で示す農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき経営の改善を計画的に進めようとする農業者が作成した農業経営改善計画(以下「改善計画」という。)を市長等が認定し、認定を受けた農業者を将来にわたる地域農業の担い手として、市や農業団体等が支援していこうとするものです。

2 認定申請者の要件

認定申請時に次の要件を満たしている者

- ①高松市の区域内において農業経営を営み、又は営もうとする者
- ②農業経営の改善に関する5年後の目標とその達成に向けた方策を内容とする改善計画を自らが作成して認定を受けることを希望する者
※令和2年4月1日から、複数の市町にまたがって農業経営を営む農業者は、広域認定(国・県)が導入されました。



3 認定の審査基準

- ①改善計画が高松市農業経営基盤強化促進基本構想に照らして適切なものであること。
- ②改善計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- ③改善計画が達成される見込みが確実であること。



4 認定農業者に対する支援等

- ①改善計画の達成に必要な農地・機械の購入や施設の設置等に際して、低利な資金(スーパーL資金等)の融資が受けられます。(審査があります)
- ②地域において農業の担い手として明確に位置づけられ、農業経営に関する情報、諸施策等関係機関、団体から優先的な指導・支援が受けられます。
- ③改善計画に従って、対象となる交付金等を農業経営基盤強化準備金として積立て、それを活用して農業機械や農地等を取得した場合には、税制上の特例措置が受けられます。
- ④地域計画に位置付けられた認定農業者については、(公財)香川県農地機構等による農地の貸借の斡旋が優先的に受けられます。

改善計画作成相談会

- 4月、7月、12月
年間3回、認定農業者の認定に係る改善計画の作成相談会を実施していますので、認定を希望される方は、下記相談窓口にご連絡・ご相談ください。

相談窓口

高松市地域農業再生協議会では、改善計画の作成や達成に向けた取組みに対して、助言・支援を行っています。
認定を希望される方はご相談ください。

| | |
|-----------------|--------------|
| 高松市農林水産課 | 087-839-2422 |
| JA香川県東讃営農センター | 087-847-3839 |
| 香川県東讃農業改良普及センター | 0879-42-0190 |



認定新規就農者制度の概要

- ◆これから農業を始めようとする方
- ◆後継者への継承をお考えの方

1 認定新規就農者制度とは

この制度は、将来において効率的かつ安定的な農業経営の担い手に発展するような青年等の就農を促進するため、新たに農業経営を営もうとする青年等が農業経営基盤強化促進法に基づく高松市農業経営基盤強化促進基本構想で示す農業経営の目標に向けて農業経営の基礎を確立しようとする青年等就農計画(以下「就農計画」という。)を市長が認定し、認定を受けた農業者に対して支援措置を重点的に講じようとするものです。

2 青年等の範囲

就農計画を作成することができる青年等

- ① 青年(18歳以上45歳未満)
- ② 65歳未満の者であって、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの
 - ア 商工業その他の事業の経営管理に3年以上従事した者。
 - イ 商工業その他の事業の経営管理に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に3年以上従事した者。
 - ウ 農業又は農業に関連する事業に3年以上従事した者。
 - エ 農業に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に3年以上従事した者。
 - オ アからエまでに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者。
- ③ ①又は②に掲げる者であって法人が営む農業に従事すると認められる者が役員数の過半数を占める法人。



3 認定の審査基準

- ① 就農計画が高松市農業経営基盤強化促進基本構想に照らして適切なものであること。
 - ア 就農計画最終年の年間農業所得(収入-経費)が250万円程度であること。
 - イ 年間総労働時間150日(1,200時間)程度の水準を達成する見込みがあること。
- ② 就農計画が達成される見込みが確実であること。
 - ア 1年間程度の研修経験があり、就農計画達成に係る農業技術を習得していること。
 - イ 経営の適正な管理の実施を農業簿記等により行うことが見込まれること。
 - ウ 農地の所有権又は利用権を有する見込みがあること。
 - エ 主要な農業機械及び施設を所有又は借りる見込みがあること。
- ③ 2の②に掲げる者にあつては、その有する知識及び技能が就農計画の有効期間終了時における農業経営に関する目標を達成するために適切なものであること。



4 認定新規就農者に対する支援等

- ① 農業経営開始後(3年以内)の経営確立を支援する資金(年間最大150万円)が受けられます。
- ② 就農計画の達成に必要な機械の購入や施設の設置等に際して、無利子貸付(青年等就農資金)の資金の融資が受けられます。(審査があります。)
- ③ 新規就農者サポート事業(香川県による助成)等、就農計画の達成に必要な機械の購入や施設の設置等に対する支援があります。
- ④ 地域計画に位置付けられた認定新規就農者については、(公財)香川県農地機構等による農地の貸借の斡旋が優先的に受けられます。

★ご相談等につきましては、左記 13 ページの相談窓口にご連絡ください

集落営農に取り組んでみませんか!

※集落営農とは、集落の複数の農家が集まって、機械・施設の共同利用や作業の共同化などにより、農業経営の効率化を図り、農業の継続や集落の農地を守る取り組みです。

1 あなたの集落は困っていませんか?



高松市の状況(2020年農林業センサス)

- 集落内の農家が減少 …………… 10年間で農家戸数が28%も減少している。
- いつまで農業を続けられるか不安 …… 基幹的農業従事者の平均年齢が71.8才と高齢化が進んでいる。
- 農業経営の継続が困難 …………… 資材高騰や高額な機械費の負担などにより稲作経営が厳しくなっている。
- 集落内の作付農地が減少 …………… 10年間で経営耕地面積が29%も減少している。

2 集落で話し合い、集落営農を検討してみましょう!



集落の将来について話し合う。

話し合いの進め方

アンケートで現状を把握する。

5年後、10年後を見据えた集落のビジョンを作成する。

組織体制や機械の共同利用など組織づくりを話し合う。

組織を設立し、集落ビジョンの実現に向けて実践する。

3 ご相談ください!



集落営農に関する説明、集落での話し合い活動、組織設立の相談、設立後の運営支援などを行っています。お気軽にご相談ください。

香川県東讃農業改良普及センター ☎0879-42-0190
 高松市農林水産課 ☎087-839-2422
 JA香川県東讃営農センター ☎087-847-3839

「農業支援グループ」が皆様の農作業をサポートします!

高松市内で活動している「農業支援グループ」です。
 委託料金や作業内容等は、各組織に電話でご確認ください。

- 〈記載内容〉
- 所 活動の拠点、事務所の所在地
 - ☎ 問合せ先
 - 📍 作業を請け負うことができる地域
 - 作 委託できる農作業
 - ★ PRコメント (令和7年3月現在)

アグリサポートかがわ

所 高松市香川町浅野
 ☎ 090-1172-6159

📍 高松市香川町
 作 水稻作業、耕起、畦畔草刈等

★ 農家の皆さんの困りごとを何とかできないかと地元の有志が「アグリサポートかがわ」を結成しました。住みよい地域のため、出来ることから始めます。



KUH営農組合

所 高松市香南町岡
 ☎ 080-3169-8934

📍 県域(ほ場が集約されている等が受託の要件)

作 播種・収穫(WCS等飼料作物)、防除、草刈

★ 30代の若手6人で組織し、飼料作物(WCS・デントコーン)の規模拡大を図っています。



讃岐農地管理組合

所 高松市太田上町
 ☎ 090-5712-5682

📍 香川県全域

作 草刈り・雑木伐採

★ ハンマーナイフモア、ラジコン草刈機、高所作業車、クレーントラック等を装備。できることなら何でもします。見積無料、まずはご相談ください。



「農業支援グループ」で地域の農作業を支援してみませんか!

「農業支援グループ」とは、農作業や農地の維持管理の作業の一部を受託・共同作業等を行う組織です。農業者や水稲面積が急激に減少し、地域農業の維持が困難になりつつある今だからこそ、仲間とできることを考えてみませんか。

1 構成員は?

◎地域農業の維持に関心のある仲間を集めましょう。

例:認定農業者、農業機械銀行のオペレーター、新規就農者、兼業農家*、非農家(サラリーマン)*、地域の同級生・先輩・後輩、同じ品目を栽培する仲間など

*副業の可否については勤務先にご確認ください

2 活動内容は?

◎地域の状況やグループの規模に応じて水稲の作業(耕起、田植え、稲刈り、畦畔管理、カントリー搬入等)や草刈りなどの農地の維持管理活動などから行いましょう。

◎地域のニーズに合わせて園芸・飼料作物の作業など自由な発想で活動しましょう。

3 設立の流れは?

仲間を集める

メンバーが集まれば普及センターにご相談ください。



グループでの話し合いと合意

(検討事項)

- ・受託する作業や料金設定
- ・経費の負担、利益の配分方法
- ・代表者及び必要事項を定めた規約の作成(必須)



組織の設立、活動開始、地域へのPR

- ・組織設立や活動に県の補助事業が活用できます!
- ・詳しくはお問合せください!

4 ご相談ください!



農業支援グループの設立や要件等、どんなことでもお気軽にご相談ください。

香川県農業経営課 担い手支援グループ ☎087-832-3406

香川県東讃農業改良普及センター ☎0879-42-0190

高松市農林水産課

☎087-839-2422

原あととり農援隊

所 高松市牟礼町

☎ 090-7577-4099

〒 高松市牟礼町原地区内

作 耕起、除草、畦畔草刈等

★ 現在地区内の作業受託組織である原農業生産組合の一部をのれん分けし、地域の農地保全を目的とし、また同時に、後継者育成、技術指導を図りたい。



まごの手

所 高松市香川町川東上

☎ 090-1172-4109

〒 香川町

塩江町・綾川町も対応可(要相談)

作 草刈

★ 正直で真面目な三人で対応させていただきます。立地条件等により、お引き受けできないことがありますので御了承ください。まずは、お気軽にご相談ください。



やまだ農村お助け隊

所 高松市東植田町

☎ 080-4482-2999

〒 高松市東植田、西植田、

川島、十河地区、その他のエリアは要相談

作 水稲作業、ドローン防除、耕起、草刈

★ 地域の若手農業者で組織しており、農地の困った!を解決する"農業の何でも屋さん"として地域農業の維持に取り組んでいます。



(株)楽農生活

所 高松市下田井町

☎ 090-7145-0960

〒 高松南部(川島、十河、

川添、林、前田)

作 水稲作業、耕起、草刈等

★ 楽しく農業をする「楽農生活」。作業受託で地域農業を支援します。

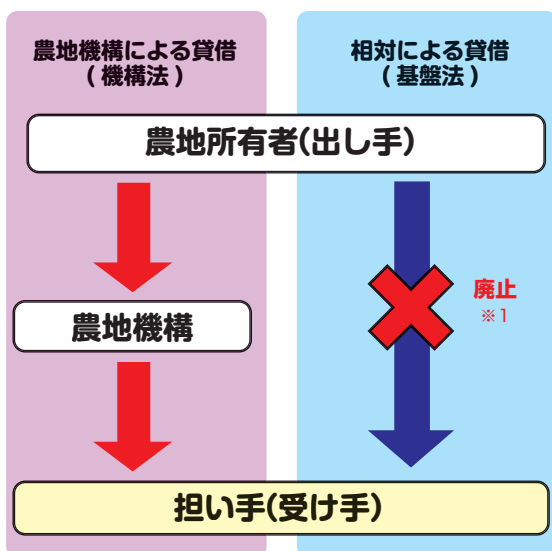


農地の貸借方法が変わりました!

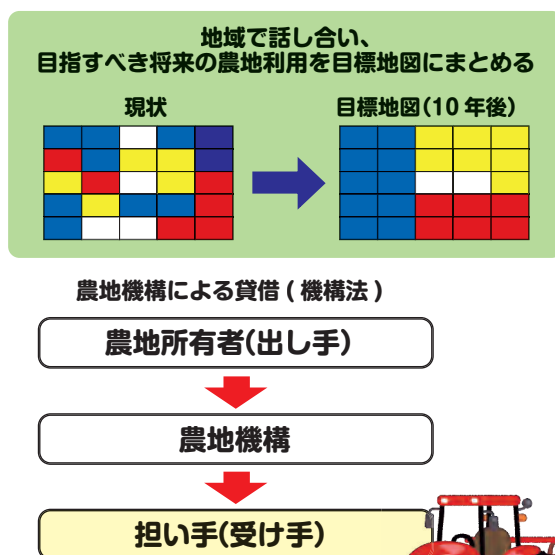
農業経営基盤強化促進法(基盤法)の改正に伴って、「利用権設定事業(いわゆる相対での農地貸借)」が廃止されたことから、令和7年4月(地域計画策定後)からの農地の貸借は「**農地中間管理事業(農地機構を介した農地貸借)**」になりました。

- 令和7年4月以降の農地貸借については、10年後の目指すべき農地利用の姿を示した「地域計画(目標地図)」に基づき、**農地機構を介して貸借**することになります。
- 利用権設定事業(相対)で行われていた貸借の更新を希望する場合は、農地の受け手が「地域計画(目標地図)」に掲載されている場合、引き続き同様に貸借を行うことができます。(掲載がない場合でも、地域計画(目標地図)を変更すれば貸借を行えます。)

これまでの農地貸借



地域計画に基づく農地貸借※2



※1 既に利用権設定がされている契約(相対)については、契約期間満了日まで有効です。

※2 このほか、農地法第3条に基づく貸借の手続きがあります。

「地域計画」とは

農業者の減少や遊休農地の拡大などにより、今後、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されるため、地域で話し合いを行い、目指すべき将来の農業や農地利用の姿を明確化した計画を地域ごとに市町が策定するもの。

お問い合わせ先

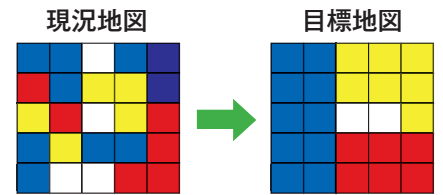
- ・(公財)香川県農地機構 高松市農林水産課内駐在 農地集積専門員
TEL:087-839-2422
- ・(公財)香川県農地機構
TEL:087-816-3955
- ・高松市農業委員会事務局
TEL:087-839-2662
- ・高松市農林水産課
TEL:087-839-2422

- 農業委員会を通さない農地の貸し借り(農地法違反の「ヤミ小作」)は、公的な効力がないためトラブルのもとです。農地中間管理事業を積極的に活用しましょう。
- 農地を相続した場合は、農業委員会へ届け出る必要があります。また、**令和6年4月から相続登記が義務化**されています。



- ▶ 各地区水田部会などで皆様に話し合っていたいただいた内容が、各地区における地域計画として策定・公表されています。
- ▶ 地域計画は、策定して終わりではなく、**話し合いを継続して行い**、毎年見直しを重ねていく中で、目指すべき将来の地域の姿に近づけていくことが大切です。
- ▶ 農地の集積・集約化や、新規就農者・耕作者の確保のほか、高収益作物への転換や耕畜連携、さらには農地保全等区域の設定など、地域の現状や課題を踏まえ、より良い計画になるよう話し合いましょう。
- ▶ **地域の話し合いは1度で完結させる必要はありません。無理なく続けていくことを目指しましょう。**

話し合いによる
農地の集積・集約化イメージ



地域計画実現支援事業

地域計画の実現に向けて、地域で実施する農地保全の取組みや、農業支援グループが農作業支援を実施するために必要な農業用機械等の整備を支援します。

●対象者および主要要件

(地域の農地保全) 地域協議会、農業者

- 地域計画に取組みが掲載されていること、または掲載することが確実であること

(農作業支援) 農業支援グループ

- 65才以下を含む3名以上で組織する農業支援グループ
- 集落営農法人(法人内に65才以下を含む3名以上で組織する作業受託を行う部門を設置すること)
- 地域計画の「5 農業支援サービス事業者一覧」に位置付けられていること、または位置付けられることが確実であること
- 農作業受託面積を1ha以上拡大すること

●対象となる経費

(地域の農地保全) 農地の粗放的な管理を効率的に行うための農業機械・施設の導入、簡易な基盤整備等

(農作業支援) 農作業受託に必要な農業用機械・機具、集出荷機械・機具

●助成額

事業費の1/3以内(上限500万円)

お問合せ先

高松市農林水産課 TEL:087-839-2422

香川県農業経営課農地マネジメント推進室 TEL:087-832-3408

環境にやさしい営農について

農薬や肥料(化学肥料や堆肥)の使用は、農業を営む上で重要です。

一方で、農薬や肥料の過剰な使用は、環境に悪影響を及ぼすことがあるとともに、コスト面で負担が大きくなります。

また、近年、農地の周辺住民から、農薬の散布や肥料・堆肥の施用に対する苦情が増加しています。

このようなことから、農薬や肥料・堆肥の適正使用に努めるようお願いします。

農薬の適正使用

- 病虫害や雑草の早期発見に努め、適期に防除を実施しましょう。
- 連作を避けることにより病虫害が発生しにくくなるなど、耕種の防除による農薬の使用回数及び量を削減するよう努めましょう。
- 使い慣れている農薬でも、使用する際には必ずラベルを確認して、使用上の注意事項を守りましょう。
- 農薬の散布は風の無い日に行うなど、周囲への飛散防止に努めましょう。また、飛散しにくい粒剤などの使用を検討しましょう。

ご注意ください

- 農薬を適正に使用しない場合、生産物の出荷停止・回収などの対応を求められる場合があります(農薬が他の農地に飛散した場合も同様)。また、関係法令により処罰の対象となる場合もあります。

肥料の適正な施用

肥料の過剰施肥や、未熟な堆肥の投入などにより、リン(P)やカリウム(K)などが土壤中に過剰累積され、作物の生育や周辺環境へ悪影響を及ぼす事例があります。

適正な施肥は、周辺環境や作物の生育だけでなく、栽培コストの低減にもつながります。

- 作物を栽培する際には、「香川県施肥ガイドライン」に則した施肥(時期や量)を行いましょう。
- 定期的に土壌診断を行い、ほ場の状態を把握しましょう。
- 堆肥は土づくりには欠かせませんが、過剰に施用すると土壤環境を悪化させ、作物に障害を及ぼすので、適量施用に心がけることが大切です。

堆肥を施用する場合の注意事項

- 堆肥を使用する場合は、完熟の堆肥を使用しましょう。
- 堆肥を農地に搬入した場合は、すみやかに農地にすき込みましょう。
- 堆肥が農地から流出しないようにしましょう。
- 周辺に住宅がある場合は、使用に十分注意するようにしましょう。

ジャンボタニシ

田植後の対策

POINT
01

水管理

近年、暖冬によりジャンボタニシ(スクミリンゴガイ)の越冬数が増加し、水稲苗の食害による被害が拡大しています。

被害を軽減するポイントは、「田面を均平にし、田植後3週間程度まで浅水で管理」し、ジャンボタニシの活動を抑えること、「被害が出る前に早めに薬剤散布」することなど、複数の防除手段を組み合わせると効果的です。

浅い土中や水路等で越冬し、乾燥に強く、寒さに弱い。気温が15~35℃になると活動(食害)が活発に。寿命は約3年。



水を張ると種の株元でジャンボタニシが活動を開始



水が溜まりやすい田面の低い所が食害されやすく欠株が発生



濃いピンク色の数百個の卵

POINT
02

ジャンボタニシに効果のある主な薬剤

田植直後から被害が発生するので早い時期(発生の多いほ場では、田植当日)に、ジャンボタニシに効果のある薬剤を散布し、食害を防止しましょう。特に、初期の除草剤を散布するほ場では水を張るため、活動が活発になります、早めに薬剤散布をしましょう。

| 薬剤名 | 10a当たりの使用量 | 防除時期の目安 使用方法 | 使用時期と回数 | 効果 |
|-----------|------------|---------------------------|-------------------|-------------|
| スクミノン | 1~4 kg | 田植直後~田植3週間後 湛水状態で均一に散布 | 収穫60日前まで、 2回以内 | 食害防止、 殺貝 |
| ジャンボたにしくん | 1~2 kg | | | |
| スクミンベイト3 | 2~8 kg | | 発生時、回数制限なし | |

農作業では安全確認と予防対策が大切です

令和4年の農作業事故死者数は全国で238人となっており、機械作業によるものが64%(152人)を占めています。このうち65歳以上の高齢者の事故が86%(205人)でした。

特に5月と8月は事故発生件数が最も多い時期となるため、作業は余裕を持った計画とし、田植機の植え付け爪の詰まりやコンバインのわら詰まり時には、必ずエンジンを止めてから除去しましょう。

【ここをチェック】

点検整備・清掃時...



手こぎ作業時...



巻きまれ事故に注意!

巻きまれ事故は、点検整備・清掃時と手こぎ作業時で発生!



点検整備・清掃作業では、エンジンを停止しましょう。
手こぎ作業は、適切な服装で機体の内側に手を入れないようにしましょう。

出典：農林水産省HP(自脱コンバイン事故に関する安全対策のポイント)

野生動物から農地を守ろう



あなたが残した落ち穂やひこばえで、イノシシの繁殖拡大に



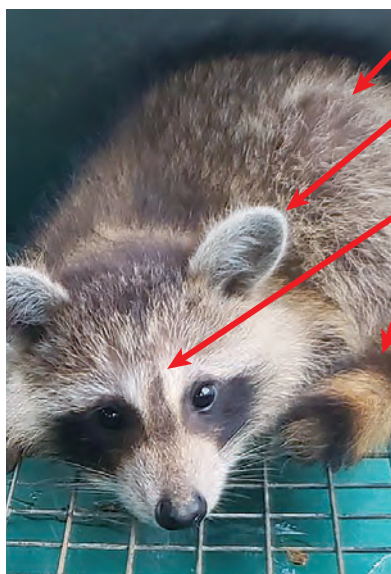
放置された落ち穂やひこばえは、イノシシの餌となり、周辺農地の被害拡大にもつな갑니다。

水稻収穫後は、速やかに耕うんし、落ち穂をすき込み、ひこばえを発生させないようにしましょう。



イノシシから農地を守るためには

- 1 金網柵や電気柵等による農地の包囲防護
- 2 野生動物との棲み分けを図る緩衝帯（鳥獣ストップゾーン）の整備が有効です。



灰褐色の体毛

白縁の大きな耳

眉間に黒い筋

しましまの尻尾

アライグマによる農業被害



スイカやトウモロコシの食害が最も多く、ブドウやイチゴにも被害が出ています。被害を大きくしないためには、早期の対策が重要です。



対策のポイント

- 1 家庭から出た生ごみを農地等に放置しない
- 2 侵入防止柵の設置
- 3 被害をもたらすアライグマの捕獲



相談窓口

高松市農林水産課

有害鳥獣対策係

☎087-839-2422

高松市地域農業再生協議会の体制と役割

会 員

高松市農業委員会、高松市認定農業者連絡協議会、高松市生活研究グループ連絡協議会、
 高松市農業振興協議会、高松市土地改良区連合会、農事組合法人奈良須、
 香川県農業協同組合、香川県農業共済組合、香川県東讃農業改良普及センター、
 香川県東讃土地改良事務所、高松市
 協議会規約第32条第1項第4号、第8号、第21号、第26号及び第33号に掲げる組織が管轄する地域の農業者代表
 その他地域協議会において必要と認められたもの

(会長 : 1名)
 (副会長 : 2名)
 (監事 : 2名)

統括事務局(高松市農林水産課)

統括事務局長(事務責任者)
 (兼) 経理責任者、(兼) 文書管理責任者、(兼) 公印管理責任者 高松市農林水産課長

水田部会

部会員

香川県農業協同組合
 香川県農業共済組合
 香川県東讃農業改良普及センター
 高松市
 その他部会において必要と認められたもの

・総会に付議すべき事項の協議
 ・総会の議決事項の執行

部会事務局

(JA香川県東讃営農センター)

部会事務局長(部会事務責任者)
 (兼) 経理責任者
 (兼) 公印管理責任者
 (兼) 部会文書管理責任者
 JA香川県東讃営農センター副センター長

担い手部会

部会員

高松市農業委員会
 高松市認定農業者連絡協議会
 高松市農業振興協議会
 高松市土地改良区連合会
 高松市生活研究グループ連絡協議会
 香川県農業協同組合
 香川県農業共済組合
 香川県東讃土地改良事務所
 香川県東讃農業改良普及センター
 高松市
 その他部会において必要と認められたもの

・総会に付議すべき事項の協議
 ・総会の議決事項の執行

部会事務局

(高松市農林水産課)

部会事務局長(部会事務責任者)
 (兼) 経理責任者
 (兼) 公印管理責任者
 (兼) 部会文書管理責任者
 高松市農林水産課長

地区水田部会

地区部会員

高松市農業委員会(農業委員及び農地利用最適化推進員)
 香川県農業協同組合、香川県農業共済組合、高松市
 その他地区部会において必要と認められたもの

・総会の議決事項の執行

地区部会事務局(JA香川県各支店)

地区部会事務局長(地区部会事務責任者)
 (兼) 地区部会文書管理責任者
 JA香川県各支店長

地域農業再生協議会の役割

- ① 市、農協、農業共済組合等農業者その他の構成員が連携して全国の需給見通し、自らの産地の販売戦略等を踏まえた水田収益力強化ビジョンを作成。
- ② 農業者に対して、需要に応じた生産が図れるよう主食用米の需要動向など、様々な情報の提供
- ③ 交付申請書、営農計画書等の申請書類に係る配布・回収、整理ととりまとめ、受付及び農業者情報のシステム入力
- ④ 産地交付金の要件設定・確認 ⑤ 農業者別の水田情報等の整理
- ⑥ 地域の荒廃農地又は遊休農地の解消に向けた推進
- ⑦ 地域における経営所得安定対策等の加入者等へのフォローアップ ⑧ 経営所得安定対策等の普及・推進
- ⑨ 地域計画の推進

「農家のしおり」発行にあたって

国は、農業の憲法と言われる「食料・農業・農村基本法」の改正を行い、食料自給力の確保など食料安全保障の考え方が強化されました。これまでは、水稻の生産調整などの減反政策は廃止して（平成 29 年産で終了）、「経営所得安定対策等」を活用しながら麦・大豆などの自給率を高め、高収益野菜の推進を図ってきています。

高松市内において、農地を所有している世帯は約 15,000 世帯ありますが、米作の減少、農家の高齢化、遊休農地の増加などさまざまな課題を抱えています。そのような状況の中で、農家のみなさんの少しでもお役に立てばと思い、「農家のしおり」を発行するものです。

主なお問い合わせ先

- 中国四国農政局香川県拠点
(所在地)高松市サンポート3-33
サンポート合同庁舎南館5階 電話 087-883-6503
- 香川県東讃農業改良普及センター
(所在地)さぬき市津田町津田930-2 電話 0879-42-0190
- 高松市農林水産課
(所在地)高松市番町1-8-15 電話 087-839-2422
- 高松市農業委員会事務局(農政課)
(所在地)高松市番町1-8-15 電話 087-839-2662
- 香川県農協東讃営農センター
(所在地)高松市下田井町367-1 電話 087-847-3839
- 香川県農業共済組合高松支所
(所在地)高松市三名町東原5-6 電話 087-888-1146
- (公財)香川県農地機構
(所在地)高松市仏生山町甲263番地1 電話 087-816-3955